

【事業者選定基準 評価のポイントについて】

■配点の基準について

評価区分		点数
A	特に優れている	5 (10)
B	優れている	4 (8)
C	普通	3 (6)
D	多少不十分である	2 (4)
E	不十分である	1 (2)

※5段階評価とし、配点が10点の場合は()内の点数とする。

※7点や9点といった中間点はつけない。

※5段階評価がそぐわない項目については、2~3段階で採点する。

※最低基準点を122点とし、全委員の総合評価点の平均がこれに満たない場合は失格とする。

【122点の根拠】

・「1.事業の実施方針」～「8.価額審査」のうち、5段階評価の項目の得点が全てCであり、3段階評価の得点が全て中間の評価である→117点

・「2.事業の実施体制」のうち「応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか」の項目及び、「9.任意提案」がすべて1点である →5点

$$117\text{点} + 5\text{点} = 122\text{点}$$

■採点方法について

各評価の視点に対する採点方法を次頁以降の評価のポイントにおいて色分けで示す。

採点方法	点数
委員採点	着色なし
事務局採点 ：委員評価に差がない評価の視点を対象とする	黄色

■評価のポイント

1.事業の実施方針

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業の実施方針	・ 対象地の地域特性等を踏まえ、本公園にふさわしい整備等の提案がなされているか	5.公募設置等計画 様式 12	◆狭山台地区近隣公園の事業の方針の実現に向けた提案 P1 (3) 事業の方針「日常の近隣公園利用はもとより、災害時には一時避難所となる役割も踏まえながら、地域住民の幅広い年齢層にも親しまれる、明るく開放的で環境面にも十分に配慮した公園づくりを目指します」 ※1) 現地調査を実施または資料収集を行い、住宅地に囲まれた環境について把握しているか。 ※2) 地域住民や公園利用者の利便性の向上が図られるような提案がなされているか。 ※3) 日常と災害時の両側面での公園利用の提案がなされているか。 ※4) 環境面へ配慮がなされた提案となっているか。 P32 (1)事業の概要（全体計画） ①事業の実施方針（事業コンセプト等）、⑥全体基本構想（全体平面図） ※5) コンセプト、全体配置計画は適切か。	10点	A：特に優れている 具体的かつ実現可能な事業の整備方針となっている	10
			8点	B：優れている		
			6点	C：普通 狭山台地区近隣公園にふさわしい事業の整備方針となっている		
			4点	D：多少不十分である		
			2点	E：不十分である 抽象的かつ実現が困難な事業の整備方針となっている		
	・ 整備後の公園の管理・運営等において、地域との協働や連携を促進する方針となっているか	5.公募設置等計画 様式 12 様式 17	◆地域との協働や連携に向けた工夫 P13 ト「公園がにぎわうイベント時などにおいて、公募対象公園施設の営業以外にも、公園利用者の利便に資する活動を提案してください。」 ナ「定期的なワークショップの開催や地域の清掃活動など、公園及び地域との協働や連携を促進する活動をしてください。」 ニ「災害発生時は、必要に応じて、地域住民と迅速な連携ができるよう配慮してください。」 ヌ「公募対象公園施設周辺にて不審な点や異常がないかなどの軽度な見回りや市への報告に努めてください。」 P33 (6)管理運営計画 ・施設の管理運営の役割分担（事業者、市）、連携に関する考え方 ・自主事業・イベント等に関する計画：様式 17	10点	A：特に優れている 具体的かつ実現可能な協働・連携の方針となっている	10
			8点	B：優れている		
			6点	C：普通 狭山台地区近隣公園にふさわしい協働・連携の方針となっている		
			4点	D：多少不十分である		
			2点	E：不十分である 抽象的かつ実現が困難な協働・連携の方針となっている		

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業の実施方針	・ 設計・工事のスケジュールは適切であるか	5.公募設置等計画 様式 12 様式 13 様式 14	◆工程計画 P32 (2)公募対象公園施設に関する整備計画 ③公募対象公園施設の工事の時期、実施方法、設置・管理の期間：様式 13	10 点	2028 年 3 月より前の予定となっている	10
			P32 (3)特定公園施設に関する整備計画 ③特定公園施設の工事の時期、実施方法、設置・管理の期間：様式 14 ※) 2028 年 3 月の供用開始に合わせたスケジュールとなっているか	6 点	2028 年 3 月に合わせた予定となっている	
				2 点	2028 年 4 月以降の予定となっている	

2.事業の実施体制

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業の実施体制	・事業を実施するために充分な実施体制（緊急時の連絡体制、人員の配置等）となっているか	5.公募設置等計画 様式 12	<p>◆実施体制</p> <p>P1 「整備方針④防災機能の確保」</p> <p>P6 「④災害時の協力協定の締結について」</p> <p>P32 (1)事業の概要（全体計画） (2)事業の実施体制</p> <p>※) 事業の実施体制 ・設計、施工、運営、管理の体制</p> <p>※) 緊急時の連絡体制 ・現地へ早急に行ける体制 等</p> <p>※) 災害時の協力協定 ・災害時協力協定の締結、発災時に必要となる食料品や生活必需品などの確保・提供を図るほか、災害時の避難場所、復旧支援拠点としての利活用にできる限り協力する</p> <p>※) 地域との対話等の体制 ・定例会、報告会 等</p>	5点	A：特に優れている 災害時の協力内容について具体的な提案がされており、通常時の実施体制、緊急時の連絡体制等が明確かつ具体的になっている。	5 20
				4点	B：優れている	
				3点	C：普通 実施体制が明確であり、緊急時の連絡体制がとられている	
				2点	D：多少不十分である	
				1点	E：不十分である 実施体制が明確でない	
				5点	A：特に優れている 実績及び資格があり、公募条件を満たしており、役割分担が明確である	
応募法人等の役割分担、実績は十分であるか	4.応募資格関係書類 (1)～(6) 様式 8 様式 9 様式 10	<p>◆事業者の実績</p> <p>P25 (1)公募への参加資格</p> <p>P31 4. 応募資格関係書類(1)から(6)</p> <p>【評価対象実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 3年以上の商業施設の経営実績。または10年以上の商業施設を対象とした土地賃借、建物の所有・賃貸の事業実績 ❖ 過去10年以内の提案内容と同用途・同等以上の規模の建物の設計・監理実績 ❖ 過去10年以内の公共工事の建設工事実績（公共工事の種類は、特段定めなし） 	<p>5点</p> <p>4点</p> <p>3点</p> <p>2点</p> <p>1点</p>	<p>A：優れている</p> <p>B：優れている</p> <p>C：普通 実績及び資格があり、公募条件を満たしている (4.応募資格関係書類(1)から(6)がある)</p> <p>D：多少不十分である</p> <p>E：不十分である 実績が不十分である</p>	5	

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業の実施体制	・ 応募法人等の財務体質は健全であるか	3.応募制限関連書類 (5)～(7) 様式7	<p>◆財務体質 P26 ア・P27 イ 「直近決算において債務超過でないこと。ただし、事業継続性があると認められる場合は除く。」 P31 3. 応募制限関連書類(5)から(7) 弊) 直近3年間で大幅な変動がないか（変動があった場合はその要因は何か）</p>	5点	A：特に優れている 過去3年間黒字経営である	5
				4点	B：優れている	
				3点	C：普通 財務体質が健全である	
				2点	D：多少不十分である	
				1点	E：不十分である 直近決算において債務超過であり、事業継続性が不十分である	
	・ 応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか（応募法人がグループの場合は、構成団体に入間市内に本社・本店を有する法人が含まれているか）	3.応募制限関連書類 (2)	<p>◆実施体制 P31 3. 応募制限関連書類(2)</p>	5点	入間市内に本社・本店を有す (グループの場合は、構成団体のうち1社以上が入間市内に本社・本店を有す)	5
				1点	入間市内に本社・本店を有する法人が含まれていない	

3.事業計画

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業計画	・ 初期投資に係る資金計画、事業継続に係る収支計画が持続的であるか	5.公募設置等計画 様式 12 様式 23	<p>◆事業の資金計画、収支計画 P33 (9)資金計画及び収支計画</p> <p>④) 初期投資を回収でき、実現可能で無理のない収支計画となっているか</p> <p>・事業全体の収支バランス 等</p> <p>④) 収入見込みが利用者数や客単価想定等からみて過大ではないか</p> <p>④) 実施体制、リスク管理の提案に対して、過小な費用見込となっていないか</p>	5 点	A : 特に優れている 事業者の財務状況が健全であり、かつ資金計画及び収支計画が適切かつ持続的な計画となっている	5
				4 点	B : 優れている	
				3 点	C : 普通 資金計画及び収支計画が適切である	
				2 点	D : 少少不十分である	
				1 点	E : 不十分である 資金計画及び収支計画が抽象的であり、持続的なものではない	
	・ 事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか	5.公募設置等計画 様式 12	<p>◆持続的、安定的な経営に向けた工夫 P41 (9)事業破綻時の措置 P32 5. 公募設置等計画(1)事業の概要（全体計画） ①事業の実施方針（事業コンセプト等）、②事業実施体制、⑤リスクへの対応：様式 12</p> <p>④) 事業コンセプト、事業内容に関して、企業実績等がみられるか</p> <p>④) 各事業（建設・管理運営）に関して、安定的な経営に向けた工夫等が見られるか</p>	5 点	A : 特に優れている 事業撤退等に至ると想定されるリスクを抽出し、適切な対応方針を検討されている	10
				4 点	B : 優れている	
				3 点	C : 普通 事業撤退等に至ると想定されるリスクを抽出できている	
				2 点	D : 少少不十分である	
				1 点	E : 不十分である リスクが抽出されていない	

4.公募対象公園施設の整備計画

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
公募対象公園施設の整備計画	・ 狹山台地区近隣公園と公園一体建物との相乗効果により、地域住民の幅広い年齢層に親しまれる、明るく開放的で環境面にも十分に配慮した公園づくりにつながる整備計画となっているか	5.公募設置等計画 様式 13	<p>◆狭山台地区近隣公園の事業の方針の実現に向けた提案</p> <p>P11 (3) 事業の方針 P32 5. 公募設置等計画 (2)公募対象公園施設に関する整備計画 ■(4) 公募対象公園施設の内容、設置位置は事業の方針の実現及び公園一体建物との相乗効果を生み出すものとなっているか。</p> <p>要求水準書 P6 ②施設の運営について</p>	10 点	A : 特に優れている 事業の方針の実現及び公園一体建物との相乗効果を生み出す整備計画となっている	10
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 事業の方針の実現に寄与する整備計画となっている	
				4 点	D : 少分不十分である	
				2 点	E : 不十分である 事業の方針の実現に寄与する整備計画となっていない	
	・ 公園の自然環境の保全、周辺の住環境との調和等を考慮した施設計画及び施設規模となっているか	5.公募設置等計画 様式 13	<p>◆周辺の住環境と調和したデザイン</p> <p>P11 ①建設に関する条件 エ「本公園とその周辺空間に相応しい、景観に配慮した施設デザインや素材、色彩としてください。」 P32 5. 公募設置等計画 (2)公募対象公園施設に関する整備計画 ④建築概要図(配置図、平面図、立面図、断面図、求積図等) ⑤イメージパース(外観パース、内観パース) ■(4) 景観(色彩等)を配慮したデザインとなっているか</p> <p>要求水準書 P4 ④建築に関する条件</p>	10 点	A : 特に優れている 十分に周囲と調和のとれたデザインとなっている	30
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 周囲と調和のとれたデザインとなっている	
				4 点	D : 少分不十分である	
				2 点	E : 不十分である 周囲と調和のとれたデザインとなっていない	
	・ 景観、ユニバーサルデザイン、バリアフリー等に配慮した提案となっているか	5.公募設置等計画 様式 13	<p>P11 ①建設に関する条件 オ「ユニバーサルデザインに配慮した設計としてください。」 P32 5. 公募設置等計画 (2)公募対象公園施設に関する整備計画 ④建築概要図(配置図、平面図、立面図、断面図、求積図等) ■(4) ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した設計となっているか</p> <p>要求水準書 P4 ④建築に関する条件</p>	10 点	A : 特に優れている 十分にユニバーサルデザインに配慮した設計となっている	10
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 ユニバーサルデザインに配慮した設計となっている	
				4 点	D : 少分不十分である	
				2 点	E : 不十分である ユニバーサルデザインに配慮した設計となっていない	

5.特定公園施設の整備計画

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
特定公園施設の整備 計画	・公募対象公園施設と調和のとれた 規模・デザインとなっているか	5.公募設置等計画 様式 14	<p>◆公募対象公園施設と調和したデザイン P32 5. 公募設置等計画 (3)特定公園施設に関する 整備計画 ④建設一般図(配置図、平面図、立 面図、断面図、求積図等) ⑤イメージパース (外観パース、内観パース) <small>※) 公募対象公園施設や公園一体建物との連続性や 調和に配慮された設計となっているか</small> 要求水準書 P8 (2)特定公園施設の種類と内容 P13 (3)立体都市公園における特定公園施設の種類 と内容</p>	10 点	A : 特に優れている 公募対象公園施設や公園一体建物との連続性や調和に配慮されており、公募対象公園施設と調和のとれたデザインとなっている	10
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 公募対象公園施設と調和のとれたデザインとなっている	
				4 点	D : 少少不十分である	
				2 点	E : 不十分である 公募対象公園施設と調和のとれたデザインとなっていない	
	・動線が確保され、利用者の安全・安 心、ユニバーサルデザイン、バリア フリー等に配慮した提案となっ ているか	5.公募設置等計画 様式 14	<p>P16 ③特定公園施設の建設に関する提案 イ「利用者の安全・安心、ユニバーサルデザインに 配慮した設計としてください。」 ウ「バリアフリーについて、埼玉県福祉のまちづくり 条例に基づいた計画としてください。」 P32 5. 公募設置等計画 (3)特定公園施設に関する 整備計画 ④建設一般図(配置図、平面図、立 面図、断面図、求積図等) ⑤イメージパース (外観パース、内観パース) <small>※) ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮し た設計となっているか(駐車場、園路等)</small> 要求水準書 P8 (2)特定公園施設の種類と内容 P13 (3)立体都市公園における特定公園施設の種類 と内容</p>	10 点	A : 特に優れている 十分にユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した設計となっている	30
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した設計となっている	
				4 点	D : 少少不十分である	
				2 点	E : 不十分である ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した設計となっていない	

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
特定公園施設の整備 計画	・ 平場に設ける公園に対して、立体都市公園との一体的な利用を鑑みた施設配置となっているか。	5.公募設置等計画 様式 14	<p>要求水準書 P13 (3) 立体都市公園における特定公園施設の種類と内容「立体都市公園に対して、平場に設ける公園との一体的な利用を鑑みた施設配置を提案すること。」</p> <p>※) 立体都市公園と平面の公園との一体的な利用を鑑みた施設配置や、使い分けや機能の役割分担がされた整備計画となっているか</p>	10 点	A : 特に優れている 平面の公園との一体的な利用を鑑みた施設配置や、使い分けや機能の役割分担がされた整備計画となっている	10

6. 公園一体建物の整備計画

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
公園一体建物の整備 計画	・ 1. (3) の基本方針・整備方針の実現に寄与する計画となっているか	5.公募設置等計画 様式 16	<p>◆狭山台地区近隣公園の事業の方針の実現に向けた提案</p> <p>P1 (3)事業の方針</p> <p>P32 5. 公募設置等計画 (5)公園一体建物に関する整備計画</p> <p>※) 公園一体建物の内容、設置位置は事業の方針の実現及び効率的な公園整備に資するものとなっているか。</p>	5 点	A : 特に優れている 基本方針・整備方針の実現に寄与する計画として十分な工夫がされている	5
				4 点	B : 優れている	
				3 点	C : 普通 基本方針・整備方針の実現に寄与する計画となっている	
				2 点	D : 少少不十分である	
				1 点	E : 不十分である 基本方針・整備方針の実現に寄与する計画となっていない	
	・ 公園整備と調和のとれた規模・デザインとなっているか	5.公募設置等計画 様式 16	<p>◆公園整備と調和した規模・デザイン</p> <p>P20 (1)公園一体建物の提案に求める考え方 「商業施設等の施設と都市公園を一体的に整備する効果を最大限発揮するため、施設設計・整備にあたっては、商業施設と公園の相互利用がしやすく調和のとれた提案をしてください。」</p> <p>P32 5. 公募設置等計画 (5)公園一体建物に関する整備計画 ①公園一体建物の整備計画（建物、外構等） ⑥イメージパース（外観パース、内観パース）</p> <p>※) 公園整備と調和した規模・デザインとなっているか</p>	10 点	A : 特に優れている 公園整備と調和した規模・デザインとして十分な工夫がされている	40
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 公園整備と調和した規模・デザインとなっている	
				4 点	D : 少少不十分である	
				2 点	E : 不十分である 公園整備と調和した規模・デザインとなっていない	

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
公園一体建物の整備 計画	・ 駐車場について、住宅地側に車両が行かないよう動線に配慮されているか	5.公募設置等計画 様式 16	P21 ⑥商業施設用駐車場・バックヤード等の整備について 「商業施設利用者の車両について、敷地北側「狭山ヶ原中央通り線」に駐車場出入口を設けるなど、周辺住宅地への通り抜けを抑制し、周辺住宅地の環境保護を図ってください。」 ※) 住宅地側に車両が行かないよう動線に配慮されているか	10 点	A : 特に優れている 住宅地側に車両が行かないよう動線に十分な工夫がなされた計画となっている	10
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 住宅地側に車両が行かないよう動線に配慮された計画となっている	
				4 点	D : 少少不十分である	
				2 点	E : 不十分である 住宅地側に車両が行かないよう動線に配慮された計画となっていない	
	・ 公園との相互利用が図られる提案 となっているか	5.公募設置等計画 様式 16	◆狭山台地区近隣公園の事業の方針の実現に向けた提案 P20 (1) 公園一体建物の提案に求める考え方 「商業施設等の施設と都市公園を一体的に整備する効果を最大限発揮するため、施設設計・整備にあたっては、商業施設と公園の相互利用がしやすく調和のとれた提案としてください。」 P32 5. 公募設置等計画 (5)公園一体建物に関する整備計画 ①公園一体建物の整備計画（建物、外構等）、②運営、維持管理計画 ※) 商業施設と公園の相互利用がしやすく調和のとれた提案となっているか	5 点	A : 特に優れている 商業施設と公園の相互利用がしやすく調和のとれた提案となっている	5
				4 点	B : 優れている	
				3 点	C : 普通 商業施設と公園の相互利用がしやすい提案となっている	
				2 点	D : 少少不十分である	
				1 点	E : 不十分である 商業施設と公園の相互利用がしやすく調和のとれた提案となっていない	

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
公園一体建物の整備 計画	・ 立体都市公園へのアクセスに十分 配慮がなされているか	5.公募設置等計画 様式 16	P21 「④アクセスの確保」 ※) 屋上へのアクセス動線について、高齢者や子ども 連れ、身体障がい者等へ配慮されたものとなってい るか ※) 立体都市公園の場所と経路が明示されているか	10 点	A : 特に優れている 屋上へのアクセス動線が高齢者や子 ども連れ、身体障がい者等へ配慮さ れ、十分な工夫がある提案となっ て	10

7.公園全体の維持管理計画

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
公園全体の維持管理計画	・ 維持管理計画の実施方針及び方法が明確であるか	5.公募設置等計画 様式 17 様式 21	P12 ②管理運営に関する条件 ア「公園利用者が利用しやすく、公園利用者及び地域住民の安全・安心に配慮した管理運営をしてください。」 P33 5. 公募設置等計画 (6)管理運営計画 ※) 公園利用者及び地域住民の安全・安心に配慮した維持管理計画となっているか	10 点	A : 特に優れている 実施方針及び方法が明確であり、公園利用者が利用しやすい維持管理計画となっている	10 20
				8 点	B : 優れている	
				6 点	C : 普通 実施方針及び方法が明確である	
				4 点	D : 少少不十分である	
				2 点	E : 不十分である 実施方針及び方法が明確でない	
	・ 災害発生時の対応など安全・安心に配慮しているか	5.公募設置等計画 様式 17	◆災害発生時の具体的な管理体制 P33 5. 公募設置等計画 (6)管理運営計画 ③公園一帯建物の管理運営方針・施設の総合的な管理運営の考え方 ※) 営業終了時の安全対策は適切か ※) 従業員が本市近隣に在住し、速やかに対応できる体制となっているか	10 点	A : 特に優れている 具体的かつ実現可能な体制となっている	10
			8 点	B : 優れている		
			6 点	C : 普通 対応できる体制となっている		
			4 点	D : 少少不十分である		
			2 点	E : 不十分である 対応できる体制となっていない		

8. 價額審査

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
価額審査	・公募対象公園施設に係る使用料の額	5.公募設置等計画 様式 18	<p>◆使用料の提示額 P14 (3)公募対象公園施設の使用料の額の最低額 P33 5. 公募設置等計画 (7) 價額提案 ①公募対象公園施設の設置許可に基づく年間使用料の提案額 ※) 使用料の最低額（100円／m²・月）と比較して、提示額は高いか低いか</p>	5点	使用料の最低額以上である（100円を超える）	5
				3点	使用料の最低額と同じである（100円）	
				1点	使用料の最低額未満である（100円未満）	
	・特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額	5.公募設置等計画 様式 19	<p>◆市負担額の提示額 P15 ②市による特定公園施設の建設に要する費用の負担 P33 5. 公募設置等計画 (7) 價額提案 ②特定公園施設整備に関する市の負担額の提案額 ※) 入間市からの負担額は、建設に要する費用に対して9割以内か ※) 入間市が負担する費用の上限額（488,435千円）と比較して、提示額は高いか低いか</p>	5点	市負担割合が9割を下回り、負担費用の上限額未満である（488,435千円未満）	5
				3点	市負担割合が9割以内であり、負担費用の上限額と同じである（488,435千円）	
				1点	負担費用の上限額以上である（488,435千円）	
	・公園一体建物及び商業施設用駐車場等に係る貸付料の額	5.公募設置等計画 様式 20	<p>◆貸付料の提示額 P23 ③貸付料 P33 5. 公募設置等計画 (7) 價額提案 ③公園一体建物及び商業施設用駐車場等に係る貸付料の提案額 ※) 貸付料の基準額（156円／m²・月）と比較して、提示額は高いか低いか</p>	10点	貸付料の基準額以上である（156円を超える）	10
				6点	貸付料の基準額と同じである（156円）	
				2点	貸付料の基準額未満である（156円未満）	

9. 任意提案

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
任意提案	<ul style="list-style-type: none"> 公園の魅力向上と地域還元に資するような任意提案がされているか（ソフト面：使い方・サービスについて） <ul style="list-style-type: none"> ◇イベントの実施など、公園全体の利活用について ◇公募対象公園施設との連携、その他魅力向上につながる事業 ◇公園内コンテンツを魅力的に紹介、公園ユーザーから情報が拡散されるなど、知名度の向上につながる公園のプロモーション活動について 	5.公募設置等計画 様式 17	<p>P19 「(2) 維持管理における自主事業、及びその他の提案について」</p> <p>※) その他事業の実施提案があるか</p>	5 点	公園の魅力向上に資する任意提案がされている（ソフト面：使い方・サービスについて） ※任意提案が1つあれば5点とする	5
				1 点	公園の魅力向上に資する任意提案がされていない	
			<p>P6 「⑤環境配慮について「入間市都市計画マスター プラン」、「入間市緑の基本計画」、「第三次入間市環境基本計画」、「入間市 SDGs 未来都市計画」及び「入間市地球温暖化対策実行計画」等を踏まえて、環境に配慮した計画とすること。」</p> <p>※) 「第三次入間市環境基本計画」や「入間市 SDGs 未来都市計画」など、入間市の施策の実現に寄与する提案がされているか</p>	5 点	「第三次入間市環境基本計画」や「入間市 SDGs 未来都市計画」など、入間市の施策の実現に寄与する提案がされている	5
		5.公募設置等計画 様式 13 様式 14 様式 16		1 点	「第三次入間市環境基本計画」や「入間市 SDGs 未来都市計画」など、入間市の施策の実現に寄与する提案がされていない	
	<ul style="list-style-type: none"> 市の施策との連携が図られる任意提案がされているか <ul style="list-style-type: none"> ◇第三次入間市環境基本計画 ◇入間市 SDGs 未来都市計画 		<p>P9~10 (10) その他 「公園の供用開始前までには、市で公園の正式な名称を決定しますが、公園サービスの向上に資するため、公園の名称についてネーミングライツを導入する予定です。民間企業ならではのノウハウ・アイディアを活かした公園の魅力向上につながる提案を募集します。」</p> <p>※) ネーミングライツの導入の意向があるか</p>	5 点	ネーミングライツの導入の意向がある	5
				1 点	ネーミングライツの導入の意向がない	